令和８（2026）年度実施
川崎市立学校 一般任期付教員・期限付教員
採用候補者選考　受験案内

川崎市教育委員会

受付期間　令和8年11月17日(火)～12月6日(日)(Web申込のみ)

選考実施日　ケーススタディ　令和8年12月13日(日)

面　　接　令和8年12月13日(日)　※申込数によって12月12日(土)となる場合があります

選考会場　川崎市役所南庁舎ほか(全て川崎市内です)

この選考は、令和９（2027）年度採用となる、川崎市立学校の一般任期付教員及び期限付教員の採用候補者を選考するために実施するものです。**なお、この選考により採用された者は、令和９年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の特別選考の対象者になります。**

一般任期付教員及び育児休業代替任期教員については次のとおりです。

種別	分類	分類詳細	根拠法	任用期間等
一般任期付教員			地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第４条	予め任期を定めて採用される正規教員です。 本採用選考の合格者の任用期間については、令和９年４月１日から令和12年３月31日までの３年間として採用し、学級担任や専科指導担当等として勤務します。
期限付教員	臨時的任用教員	欠員の補充	地方公務員法第22条の３	左記分類詳細ごとに、根拠法に基づく任用期間は異なりますが、当該選考により採用された方は、左記分類による任用を組み合わせて、令和９年４月１日から令和12年３月31日まで、引き続いた３年間の任用を行います。 ティームティーチングの担当や、欠員の補充として、又は出産休暇や育児休業を取得する正規教員（以下「本務者」という。）の代替として、小学校では学級担任等、中学校・高等学校では教科指導等を行います。
		出産休暇取得者の代替	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第３条	
		育児休業取得者の代替	地方公務員の育児休業等に関する法律第６条第１項第２号	
	任期付教員	育児休業取得者の代替（育児休業の取得者の取得期間が１年を超える場合）	地方公務員の育児休業等に関する法律第６条第１項第１号	

１　募集対象・募集人員等

<table>
<tr><th>種別</th><th>校種</th><th colspan="2">募集人員・教科</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>一般任期付教員

（期限付教員※１）</td><td>中学校・
高等学校</td><td>国語
社会
数学
理科
音楽
美術
保健体育
技術
家庭
英語

（※２）</td><td>40 名
程度</td><td>原則として中学校に配置されます。特別支援学級を担当する場合もあります。また、社会、数学、理科、音楽、美術、家庭、保健体育、英語については、専科指導担当（※３）として小学校に配置され、専科指導を担当する場合があります。
高等学校教諭免許状を有する者は、高等学校に配置される場合があります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">期限付教員</td><td colspan="2">小学校</td><td rowspan="2">60 名
程度</td><td rowspan="2">原則として小学校に配置されます
高等学校教諭普通免許状又は中学校教諭普通免許状のうち、対象の教科の免許状を所持していれば受験できます。</td></tr>
<tr><td>小学校専科指導</td><td>社会
算数
理科
音楽
図画工作
家庭
体育
外国語</td></tr>
</table>

※１　中学校・高等学校区分においては、**一般任期付教員の採用選考が不合格の場合でも、期限付教員として採用される場合があります。**期限付教員単独の募集は実施しません。

※２　合格した教科以外の所有する免許状の授業を担当する場合もあります。

※３　**専科指導担当教員とは…**

小学校における専科指導担当教員は、小学校に配置され、所有する中学校又は高等学校の免許状等に相当する教科の指導を専門に行う教員です。該当する小学校の教科は、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語（「外国語活動」の場合あり）で、小学校の高学年を主に担当し、学校の規模や担当授業コマ数に応じて、中学年を担当する場合もあります。

所有免許状や経験を生かして、専門性をもって授業にあたるほか、義務教育９年間を見通した子どもたちの系統的な学びに寄与する大切な役割です。

なお、専科指導の性質上、学級担任は担当しませんが、他の教員同様の校務分掌を担当します。

２　受験資格

次の（１）から（５）までの条件をすべて満たす方

（１）昭和 40（1965）年４月２日以降に生まれた方

（２）令和９（2027）年４月１日時点で有効な次の教員免許状を有する方（令和９（2027）年３月 31 日までに取得見込を含む。）又は次の資格等を有する方

校種・教科等	免許状又は資格等
小学校	小学校教諭普通免許状
小学校 専科指導	次のいずれかに該当 １　高等学校教諭普通免許状又は中学校教諭普通免許状のうち、地理歴史、公民、社会、数学、理科、音楽、美術、家庭、保健体育、英語を所持する者 ２　小学校教諭普通免許状を有する者で、小学校において社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語における専科指導を５年以上担当した経験のある者 ３　小学校教諭普通免許状又は神奈川県教育委員会が授与した小学校教諭特別免許状（外国語（英語））を有する者で、小学校において、２年以上の外国語指導助手（ALT：Assistant Language Teacher）の経験のある者 ４　小学校教諭普通免許状又は神奈川県教育委員会が授与した小学校教諭特別免許状（外国語（英語））を有する者で、CEFR（Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment、外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ言語共通参照枠）にて B2 相当以上の英語力のある者※ ※英検準１級（CSE スコア 2,300 以上に限る。）以上、TOEIC L&R/TOEIC S&W スコア 1,560（TOEIC L&R スコア 785 点＋TOEIC S&W スコア 310 に相当）以上、TOEFL-iBT スコア 72 以上等詳細は下記 URL に掲載している文部科学省資料を参照（https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000191642.html） ５　小学校教諭普通免許状又は神奈川県教育委員会が授与した小学校教諭特別免許状（外国語（英語））を有する者で、海外の大学、青年海外協力隊又は在外教育施設等で２年以上の英語を使用した海外留学又は勤務経験のある者
中学校・ 高等学校	受験する教科の中学校教諭普通免許状 ※　社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語の免許状所持者は、小学校において相当する教科の専科指導教員となる場合があります。 ※　高等学校教諭普通免許状を有する者は、高等学校に配置される場合があります。

（３）川崎市立学校で正規教職員又は一般任期付教員として勤務をしていない方（令和６年４月１日に一般任期付教員として任用された方を除く）

（４）地方公務員法第 16 条及び学校教育法第９条による欠格事項に該当しない方

地方公務員法第１６条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法第９条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

一　拘禁刑以上の刑に処せられた者

二　教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

三　教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者

四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（５）令和８年 12 月 25 日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者でない人

３　選考区分

一般選考・・・２の受験資格を満たす人を対象とします。

【注意事項】
申込時は、受験資格の詳細な確認を行いません。資格要件を欠いていることが判明した時点で失格もしくは採用を取り消す場合がありますので、内容をよく確認して申込をしてください。

４　応募区分

次の応募区分にてお申し込みください。

応募区分番号	応募区分
１	一般任期付教員（期限付教員）【中学校・高等学校】
２	期限付教員【小学校】
３	期限付教員【小学校専科指導】

５　選考日程、会場、結果通知等

（１）選考実施日及び選考内容

選考の種類	選考内容	選考実施日
ケーススタディ	自由記述 （制限時間 30 分）	**令和 8 年 12 月 13 日（日）**
面　接	個人面接を実施	**令和 8 年 12 月 13 日（日）** ※申込数によって 12 月 12 日（土）となる場合があります

※　ケーススタディ、面接の両方の選考を受けていただきます。
　　選考実施日が２日間となる場合があります。

（２）選考会場

川崎市役所南庁舎（川崎市川崎区東田町５－４）

川崎市役所本庁舎（川崎市川崎区宮本町１）ほか

申込数に応じて会場が変更となる場合がありますが、全て川崎市内で行います。

「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI)」での申請時に登録したメールアドレスにお送りする受験票にて会場を御確認ください。

（３）選考における加点措置

応募区分番号１（一般任期付教員（期限付教員）【中学校・高等学校】）について、次表に該当する加点対象者は、申請に基づき総合評価得点（100 点満点）に加点（５点）を行います。

応募区分番号	加点対象者（条件）
1 （一般任期付教員（期限付教員）【中学校・高等学校】）	・小学校教諭免許状を有する人（社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語の応募者に限る） ・次の中学校教諭免許状のうち、２教科以上の免許状を有する人（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語）

※１　加点対象の免許状については、令和９（2027）年３月 31 日までに取得見込である場合を含みます。

※２　加点の上限は５点とし、複数の条件を満たしていても重複加点はありません。
（例）小学校の免許状と中学校の数学と理科の免許状を所持していても、加点の重複はありません。

※３　加点を希望する場合は、「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI)」において「加点希望」の項目で「あり」を選んで申し込んでください。

※４　加点を希望する場合は、合格後、当該申請に該当する免許状の原本確認を行います。併せて、該当する免許状の写し（教員免許状の取得見込の場合は取得見込証明書）を提出していただきます。

※５　※４の提出がない場合（免許状取得見込者が令和９（2027）年３月 31 日までに取得できなかった場合を含む。）には、加点は無効となり、採用候補者名簿に登載されていても、名簿登載を取り消す場合があります。

（４）選考結果について

選考の結果、採用候補者となる方は、令和９年度川崎市立学校一般任期付教員・期限付教員採用候補者名簿に登載され、名簿登載者の受験番号を一週間程度、川崎市教育委員会ホームページに掲載します。

名簿登載者発表日時　令和９（2027）年１月上旬（予定）

６　採用までの流れ

（１） 名簿登載から採用までの流れ

ア　一般任期付教員

（ア）令和９年度川崎市立学校一般任期付教員・期限付教員採用候補者名簿に登載された方の中から、市立学校の教員配置枠に応じて採用を行います。

（イ）市立学校における学級数の増減その他の要因により、名簿登載された方が採用にならない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

（ウ）（イ）の場合、応募区分番号１（一般任期付教員（期限付教員）【中学校・高等学校】）で受験いただいた方は、６（１）イ 期限付教員 として優先的に任用を行います。

イ　期限付教員

（ア）令和９年度川崎市立学校一般任期付教員・期限付教員採用候補者名簿に登載された方の中から、正規教員の出産休暇、育児休業の取得状況や、欠員等の状況に応じて、期限付教員として採用を行います。標準的な例は下図のとおりとなり、引き続き３年間の任用を行います。

（イ）正規教員の育児休業の取得状況に応じて、育児休業代替任期付教員として採用される場合があります。

（ウ）正規教員の育児休業の取得状況等により、期限付教員として採用されない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

（エ）（ウ）の場合、原則、令和 10 年３月 31 日までは常勤の臨時的任用教員として任用します。

●令和９年７月 20 日出産予定の正規教員がいる場合の任用例

臨時的任用教員 （欠員補充）	臨時的任用教員 （産前・産後休暇代替）	臨時的任用教員 （育児休業代替）	育児休業代替任期付教員
令和９年４月１日～	５月 25 日～	９月 15 日～	令和 10 年４月１日～令和 11 年３月 31 日 更新：令和 11 年４月１日～令和 12 年３月 31 日

＊５月 25 日～９月 14 日産前・産後休暇

＊７月 20 日出産

＊９月 15 日～令和 10 年３月 31 日育児休業

（２）名簿登載の有効期限

名簿登載の有効期限は、令和 10（2028）年３月 31 日までとします。

（３）採用予定日

採用予定日は、原則として令和９（2027）年４月１日付けとなりますが、学校の状況等により、４月２日以降となる場合もあります。

なお、６（１）イ（エ）により臨時的任用教員として採用となる場合も同様です。

（４）その他

ア　「２ 受験資格」は、選考結果の合格・名簿登載後において免許状や該当資格等を確認することができる書類の原本確認及び写しの提出による確認を行います。その際、受験資格を満たすことが確認できなかった場合（教員免許状が取得見込の場合で、令和９（2027）年３月 31 日までに取得できなかった場合を含む。）は、採用候補者名簿から取消を行います。

イ　任用期間中に、勤務校が変わる場合があります。

7　申込手続

申込手続は次に記載のとおりです。よく御確認いただき、お申込みください。

申込期間	**令和８年11月17日（火）～令和８年12月６日（日）** ※　受付期間終了後の申込は、受理することができませんので注意してください。 ※　申込締切日はアクセスが集中し、サイトにつながらない、又は表示に時間がかかる等の現象が起こることがありますので、申請手続は期限に余裕をもって行ってください。 ※　使用するパソコンや通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いません。
申込方法	「川崎市立学校一般任期付教員・期限付教員採用候補者選考」のホームページにて申込手続の方法をよく確認してから、申請手続を行ってください。 ※　「川崎市ホームページ」から進むには　⇒「川崎市教育委員会」⇒「相談・手続き・採用・募集」⇒「採用・募集情報」⇒「川崎市立学校一般任期付教員採用候補者選考試験」⇒「令和８年度実施川崎市立学校一般任期付教員・期限付教員採用候補者選考のご案内」 (URL：https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000191642.html) （１）電子申請の利用者登録 (※既に登録されている方は省略してください) 「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI)」を利用するため利用者登録を行います。 ・利用者登録は、申込受付期間の前でも可能です。 ・登録した「メールアドレス」と「パスワード」は忘れないよう控えておいてください。 （２）受験申込 ・「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI)」を利用して、受験申込を行います。**※顔写真（縦４：横３、６か月以内に撮影した、胸から上、背景無地、脱帽、正面向き）のデータ添付が必要となります。詳細はホームページで確認してください。** ・次に、申請手続が完了し、最後に「申込番号」が表示されることを確認の上、忘れないように控えておいてください。 ・「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI)」による申込後、到達メールが送信されます。１時間経過しても到達メールが届かない場合は、電話で教職員人事課まで御連絡ください。
受験票	受験票は12月８日（火）までに「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI)」での申請時に登録したメールアドレスにお送りします。
その他	受験票を印刷し、試験当日に必ず持参してください。

（注）　インターネットに接続可能なパソコン等で申請してください。

「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI)」は、入力時間に制限（６０分）があります。あらかじめ、入力項目（教員免許、履歴）等を確認してから入力してください（入力の制限時間を超えると強制終了となり、はじめから入力し直す必要があります)。

８　当日の持ち物、注意事項等

選考当日の持ち物及び注意事項等は次のとおりです。

（１）　当日の持ち物

ア　筆記用具及び消しゴム

イ　受験票（ケーススタディ、面接共通）

※12 月８日（火）までに「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI)」での申請時に登録したメールアドレスにお送りします。印刷して持参してください。

ウ　レターパックプラス〔赤〕またはライト〔青〕

（**<u>面接選考実施日</u>**に、**<u>宛先に選考結果通知先を記載</u>**してお持ちください。）

（２）注意事項

ア　受験票は「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI)」での申請時に登録したメールアドレスにお送りします。郵送しませんので御注意ください。

イ　選考会場及び日時は受験票に記載してありますので、よく御確認ください。

９　勤務条件等

<table>
<tr><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">一般任期付教員</th><th colspan="2">期限付教員</th></tr>
<tr><th>任期付教員</th><th>臨時的任用教員</th></tr>
<tr><td>身　分</td><td colspan="3">一般職地方公務員</td></tr>
<tr><td>地方公務員法の適用</td><td colspan="2">有り</td><td>有り
＊一部適用除外有り</td></tr>
<tr><td>条件付採用</td><td colspan="2">任用の日から１年間</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>年次休暇</td><td colspan="3">20 日間（4 月採用の場合）
＊任用初日付与。繰越有り</td></tr>
<tr><td>特別休暇</td><td colspan="3">夏季休暇、結婚、出産等正規と同等</td></tr>
<tr><td>育児休業</td><td>対象</td><td colspan="2">対象外</td></tr>
<tr><td>初任給</td><td colspan="3">修士課程修了　約 340,000 円
大学卒の場合　約 317,000 円
＊地域手当、教職調整額、教員特別手当等を含む。経歴等による加算有り
＊令和９年４月１日現在。給与改定があった場合はこの限りではありません。</td></tr>
<tr><td>昇　給</td><td colspan="2">有り
＊人事評価結果に基づき実施</td><td>なし
＊年度ごと等に、経験に基づく加算を行う場合があります。</td></tr>
<tr><td>賞　与</td><td colspan="3">期末手当、勤勉手当支給有り
＊任用初年度の６月期は過去の経歴により支給率が下がる場合があります。</td></tr>
<tr><td>各種手当</td><td colspan="3">通勤手当、扶養手当、住居手当等
＊市の基準により支給されます。</td></tr>
<tr><td>年金/健康保険</td><td colspan="2">健康保険：公立学校共済組合
年　　金：公立学校共済組合</td><td>健康保険：公立学校共済組合
年　　金：厚生年金
（日本年金機構）</td></tr>
<tr><td>災害補償</td><td colspan="3">地方公務員災害補償法の適用</td></tr>
</table>

Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

川崎市教育委員会事務局職員部教職員人事課

〒２１０－８５７７　川崎市川崎区宮本町１番地

電話　　０４４－２００－３８４３

FAX　　０４４－２００－２８６９

E-mail　　88saiyou@city.kawasaki.jp

URL　　https://www.city.kawasaki.jp/880/category/12-6-4-0-0-0-0-0-0-0.html